

耕作放棄地解消に向けた支援をします

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要】（制度期間：平成30年度まで）

荒廃した農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援します。

【主な支援内容】

◎荒廃農地を再生利用する活動への支援

ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）

・再生作業 … 5万円/10a（重機を用いて行う場合等 1/2以内等）

・土づくり … 2.5万円/10a（2年目に必要な場合のみ）

イ 営農定着（再生農地への作物の導入等） … 2.5万円/10a

ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等） … 定額

◎施設等の整備への支援

・基盤整備（用排水施設の整備等） … 1/2以内

・小規模基盤整備 … 2.5万円/10a

荒廃農地



再生作業



営農定着

